

2012年2月28日

2019年7月19日（一部改訂）

経済学研究科教授会

経済学研究科学位論文審査基準

以下は、本学学位規則（法政大学規定第105号）第11条第2項及び第19条第2項にある学位論文審査基準を定めるものである。

1 修士論文の審査基準

修士論文は、本学大学院学則（規定第2号）第3条第1項に謳う修士課程の目的に従い、本学学位規則（規定第105号）第4条第2項において、「専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要的能力を示すものでなければならない。」としている。より具体的な審査については、次の基準に照らすものとする。

1. 専攻分野，特に論題とその周辺の主要な先行研究を踏まえていること。
2. 1の先行研究において，論題が明確に位置づけられていること。
3. 論題の探求について，専攻分野から見て適切な研究方法が用いられていること。
4. 一定の評価のできる新たな知見を有していること。
5. 記述内容が客観的，かつ論理的であり，一貫性があること。
6. 論文の技術的要件（参考文献の記載とその参照方法，注の記載など）を満たしていること。

2 リサーチペーパーの審査基準

修士課程の院生は、指導教員の承諾を得たうえで、修士論文に代えてリサーチペーパーを提出することができる。ただし、リサーチペーパーは、本学経済学研究科大学院博士後期課程出願のさいの研究論文としては認めない。

1. 専攻分野，特に論題に関わる基本的な文献が引用されていること。
2. 論題が明確に設定されていること。
3. 論題の探求について，専攻分野から見て適切な研究方法が用いられていること。
4. 論題に関する主要な先行研究や関連資料のサーベイ論文となっていること。または、新たな知見について、一定の自説の展開がなされていること。
5. 記述内容が客観的，かつ論理的であり，一貫性があること。
6. 論文の技術的要件（参考文献の記載とその参照方法，注の記載など）を満たしていること。

3 博士論文の審査基準

博士論文は、本学大学院学則（規定第 2 号）第 3 条第 2 項に謳う博士後期課程の目的に従い、本学学位規則（規定第 105 号）第 5 条第 2 項において、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すものでなければならない。」としている。より具体的な審査については、次の基準に照らすものとする。

1. 先行研究から見て、新たな発見、知見を示していること。
2. それらの発見知見に学術的、または社会的な意義、貢献があること。
3. 学術書として公刊可能な水準、または専門学術誌に掲載可能な水準にあること。
4. その他、修士論文の審査基準のすべてを満たすこと。

以上